

## 公益財団法人日本セーリング連盟 行動規範

### <前文>

公益財団法人日本セーリング連盟（以下、「連盟」という。）は、セーリングスポーツに関し、わが国を代表する機関として、すべての形態のセーリングスポーツを統轄し、併せてセーリングスポーツ技術の向上とセーリングスポーツを通じての国民の心身の健全な発達に寄与し、かつ、海事思想の健全なる発展及び普及と海洋環境の保全を図ることを目的として、設立以来一貫した事業活動を続けてきた。

内外の社会経済情勢の変化に伴う今般の新しい公益法人制度の発足に伴い、それまで民法で定める財団法人であった本連盟は、公益財団法人として改めて認定されることが将来的にも重要であり、また各加盟団体も上部団体である本連盟が公益法人として認定を受けることが、ナショナルオーソリティとしての位置づけと共に、地域の普及活動や施設整備を展開する上でも大切な基盤となるという判断から、内閣府に対して公益財団法人への移行申請を行ったところ、平成24年4月1日付にて移行認可を受け、公益財団法人としての登記を完了した。

今般の新公益法人制度における公益財団法人への移行にあたり、民間の団体が自発的に行う公益活動の実施が公益の増進に益々重要となっている社会情勢に鑑み、本連盟は改めて、厳正な倫理に則り公正かつ適正な事業活動を行うための自主ルールとして、従来の行動規範を改訂し、これを遵守することとした。

本連盟のすべての役職員並びに本連盟の加盟団体、特別加盟団体及び会員は、その社会的使命と役割を再認識し、この規程の理念が具体的行動と意思決定に活かされるよう、不断の努力と自己規律と自己研鑽に努めなければならない。

### <本文>

1. 社会に対して開かれた団体として、公正公平で個性と能力が尊重される組織活動を推進する。
2. 連盟事業活動を通じて健康福祉の増進と、スポーツの振興を通して青少年の心身育成と生涯スポーツの浸透を図り、障害者スポーツへの支援並びに国際セーリング界との懸け橋に努めるなどの社会貢献を行なう。
3. 連盟のあらゆる活動に於いて、法令その他社会的規範を遵守し公明公正に行動する。
4. 連盟の諸活動を遂行するに際しては、政治、行政との健全で正常な関係を保ち、社会秩序や社会良識に反する行為は行なわない。
5. 連盟の役職員、加盟団体、特別加盟団体、会員は、公益活動に従事していることを十分に自覚し、その職務や地位を私的な利益の追求に利用することがあってはならない。
6. 連盟は、その事業活動に関する透明性を図るため、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に開示し、加盟団体、特別加盟団体、会員、賛助会員、寄附者をはじめとして、社会の理解と信頼の向上に努めなければならない。
7. 連盟は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期すとともに、個人の権利の尊重にも十分配慮しなければならない。
8. 公益法人である連盟として、自然破壊や環境汚染の予防、地球環境保全意識の高揚に努める。

平成16年 1月22日制定

平成24年12月 8日改訂